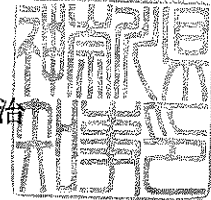


水第1766号  
令和4年11月18日

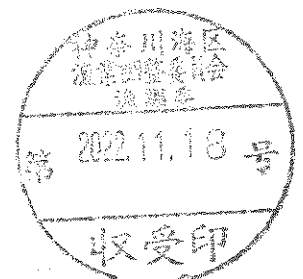
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則第5条第1項第1号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機 の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
小型まき網第5種漁業	4	5トン未満の申請した総トン数	申請のあった馬力数	共第7号、共第8号、共第9号共同漁業権の区域と各区域に囲まれた区域及び下記点AからEまでの島弁天橋各橋脚西端を結んだ線と陸岸に囲まれた区域 点A 共第9号と共第10号の境界	1月20日から4月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地*を有し、稚アユを目的とする小型まき網第5種漁業を営むことについて、共第7号、共第8号、共第9号、共第10号及び共第11号共同漁業権の免許を受けた者の受忍を受けている者。	1. 稚あゆを目的とした採捕に限る。 2. 火光を利用してはならない。 3. 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 4. 2. そうまきでの操業とする。 5. 小まき第〇号**の許可を受けた船舶以外の船	令和4年12月12日から令和5年1月11日まで	令和5年1月20日から令和9年9月30日まで

